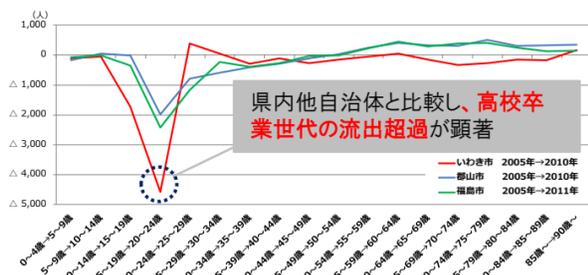


# [06752] いわき市未来につなぐ人財応援事業（奨学金返還支援事業）

## 事業の背景

### 本市における若者の社会動態

■本市においては、若者の流出が顕著な状況が続いており、若者の定着を図るための施策展開が求められている。



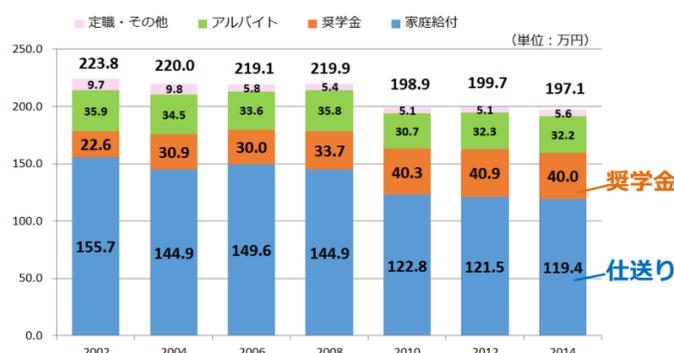
### 学生等の置かれた経済的状況

■近年の経済状況により、家計の収入が減少。その一方で授業料は上昇。⇒ 家計を圧迫

■奨学金による支援を受ける学生が増加（2014年度：51.3%）

■雇用慣行の変化による非正規雇用の増加。⇒ 所得の伸び悩みにより奨学金返還が負担に

仕送り額が減少する一方、奨学金の割合が上昇



平成26年度学生生活調査（（独）日本学生支援機構実施）

## 国・県の動き

### 【国の動き】

■文部科学省に給付型奨学金の検討チームを設置。住民税非課税世帯を対象とし、月額2～4万円を支給する方向で検討が進められている

■地方公共団体が奨学金返還支援を行う目的で、「奨学金返還基金」を設置した場合、地方公共団体の出払額に特別交付税措置を講じる

■地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の対象事業として奨学金返還支援事業を位置付けている

### 【県の動き】

■昨年10月より、奨学金返還支援事業を運用開始

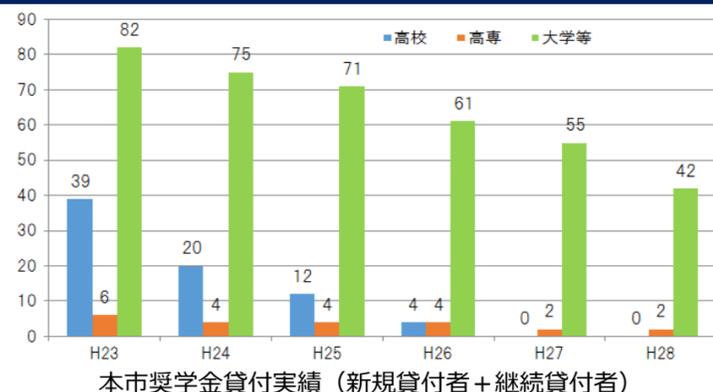
- ・対象人数 50人
- ・対象業種 再エネ・医療、ロボット、輸送用機械、電子デバイス、6次化等重点推進分野

## 本市既存奨学金の状況

■本市の奨学金は、年々、貸付者が減少している。

（要因）  
・他の奨学金との併用が出来ないことなど

■奨学金返還の未納者、滞納者ともに増加傾向



## 事業目的及び概要

### 事業目的及び概要

■こうした状況を踏まえ、本市への若者の定着を図るとともに、若者の奨学金返還に係る負担軽減を図るため、本市への就職者を対象として奨学金返還支援を行う。

■事業の実施にあたっては、新たに「いわき市未来につなぐ人財応援奨学金基金」(奨学金返還基金)を設置し、積立を行うとともに、経済界にも出捐を呼びかけ、地域全体で若者を還流する仕組みをつくる。また、市外企業からも幅広く出捐いただくため、地方創生応援税制を活用する。

### 支援対象者の要件

- 1 日本学生支援機構奨学金(第1種・第2種)またはいわき市奨学金の貸与を受けている者
- 2 応募時点で、次に掲げるいずれかに該当する者
  - ア 大学(4年制)の3年に在籍する者
  - イ 大学(6年制)の5年に在籍する者
  - ウ 大学院修士課程・博士課程に在籍し、次年度に修了する者
  - エ 短期大学または専修学校(専門課程)または高等専門学校専攻科の1年に在籍する者
- 3 大学等を卒業後、いわき市において、次の業種に5年間以上継続して就業する予定のある者

※いわき市内に居住し、双葉地域等の近隣自治体に存する事業所に勤務する場合も対象とする。

※市内大学卒業生、市外出身者についても対象とする。

### 【対象業種】

エネルギー、化学・医療、輸送用機械、電子情報技術、食品等地域資源活用型関連産業に位置付けている製造業、建設業、医療・福祉分野、6次化関連産業、観光業、情報サービス業、金融業、その他サービス業

### 対象人数・返還支援額及び支援の時期等

区分	内容等
対象人数	50人
返還支援額	在学期間の半分の期間の貸与額に相当する額を支援する。(6年制大学は2年間) (例) 自宅外私立大学の場合 月額64,000円×48か月÷2 <b>1,536千円</b>
支援の時期	[市内就職後5年間] 支援対象額の返済月額相当分を支援する(年度ごとに一括支援)  [5年経過後] 支援対象額の残額を一括返済
特記事項	次の場合においては、その時点において支援を打ち切ることとする。 ・就職して5年経過以前に離職した場合 (ただし市内の対象業種に再就職した場合は可とし、その場合経過年数は通算される)

### (運用イメージ)

大学				就職						
1年	2年	3年	4年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	
①日本学生支援機構貸与額 3,072千円/人				①に係る返済額(10年返済の場合) 月額25,600円						残額を一括返済
日本学生支援機構からの貸与期間 4年間				支援対象期間分の返済月額を支援 (年度ごとに一括支援)						
②支援対象額 1,536千円/人				②支援対象額に係る返済額 月額12,800円×60ヵ月 <b>768千円</b>						残額支払額 <b>768千円</b>

基金の設置・出捐について [平成29年度当初予算要求内容]

■事業の実施にあたっては、特別交付税の活用を見据え、「**いわき市未来につなぐ人財応援奨学金基金**」(奨学金返還支援基金)を設置する。

→ 2月定例会にて基金設置条例案が可決されたところ。

■特別交付税が措置される**平成29年度から平成31年度までの3カ年を重点出捐期間**とし、**5カ年間の事業実施に必要な額を基金へ積立てる。**

[積立額]			(事業実施1カ年あたりの額) 76,800千円 1人あたり1,536千円(※) × 50人分 ※月額64,000円 × 24か月
	(市出捐額)	(経済界出捐額)	
(H29年度)	80,000千円	40,000千円	120,000千円
(H30年度)	80,000千円	40,000千円	120,000千円
(H31年度)	80,000千円	40,000千円	120,000千円
計	240,000千円	120,000千円	360,000千円

(5カ年間の事業費総額) 384,000千円  
76,800千円 × 5カ年  
特別交付税の試算については別紙参照

平成29年度当初予算

■未来につなぐ人財応援奨学金基金積立金 **120,000千円**

■未来につなぐ人財応援事業費 **666千円**

・奨学金審査会報償費等 192千円  
・学生への周知経費等 318千円  
・其他事務経費 156千円

**総計 120,666千円**

経済界からの出捐について

経済界へのPRについて

■経済界からの基金への出捐については、今後、トップセールスも含め、効果的に企業へのアプローチを進める。

■市外企業へのアプローチについては、「交流のタペ」など様々な機会を捉えてPRを行う。

■本市に事業所のある市外企業等について、14社会や商工会議所等を通じ、適宜、申し入れを行う。

(参考:14社会)

- ・あすか製薬(株)
- ・日本化成(株)
- ・クリナップ(株)
- ・(株)クレハ
- ・堺化学工業(株)
- ・常磐共同火力(株)
- ・古河電池(株)
- ・小名浜製錬(株)
- ・日本製紙(株)
- ・日産自動車(株)
- ・アルパイン(株)
- ・いわき大王製紙(株)
- ・(株)タンガロイ
- ・商工会議所

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の活用について

■本事業については、産業界から幅広く協力を得るため、2月下旬に地方創生応援税制の認定申請を行い、3月28日付けで認定されたところ。

**【地方創生応援税制】**

市外に本社がある企業が、内閣府による認定を受けた事業に寄附を行った場合、寄附金額の最大6割が法人住民税などから控除される制度。

**【税制措置のイメージ】**

損金算入(約3割) 国税+地方税	(2割) 税額控除(1割) 法人住民税+法人税	(1割) 法人事業税	企業負担(約4割)
---------------------	----------------------------	---------------	-----------

(参考:内閣府による自治体向けの説明資料より)

今後の推進体制(案)・スケジュール

今後の事業の推進体制については、次の案のとおり。

業務内容	所管課	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>■奨学金返還基金の所管</li> <li>■奨学金返還支援事業の実施</li> </ul>	▶ 教育委員会	業務量の増加を勘案し、人的措置を検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>■企業への出捐依頼・調整等</li> </ul>	▶ 総合政策部 産業振興部	これまでの市内外のネットワークを活用し、出捐を依頼

**【スケジュール案】**

平成29年度								
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
要綱等作成								
	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
		▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
								●
								●

注: 5月: 制度周知(日本学生支援機構、大学等を通じた周知)  
8月: 対象者公募  
12月: 審査会  
出捐の協力依頼